

平成28年度予算概算要求の説明

文 部 科 学 省
生涯学習政策局

平成28年度概算要求事項	1
--------------	---

【^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成】

1. 学校を核とした地域力強化プラン	2
2. 博物館ネットワークによる未来への レガシー継承・発信事業	10
3. 地域と教育機関の連携による女性の学びを 支援する保育環境の在り方の検討	12
4. 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援による コミュニティ復興支援事業〔復興特別会計〕	14

【専修学校等の人材養成機能の向上】

5. 成長分野等における中核的専門人材養成等 の戦略的推進	16
6. 専修学校版デュアル教育推進事業	18
7. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進	20
8. 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方 に関する実証研究事業	22

【情報通信技術を活用した学びの推進】

9. 情報通信技術を活用した教育振興事業	24
10. ICTを活用した教育推進自治体応援事業	26
11. 人口減少社会におけるICTの活用による 教育の質の維持向上に係る実証事業	28

【青少年の健全育成】

12. 体験活動推進プロジェクト等の充実等	30
-----------------------	----

1. 学校を核とした地域力強化プラン

(前年度予算額	6,684百万円)
28年度要求・要望額	9,137百万円

1. 要求の要旨

少子化・高齢化の進展、地域のつながりの希薄化、地域格差・経済格差の進行、共働き世帯の増加等により、子供たちを取り巻く地域力が衰退していることから、地域住民等の参画による学校を核とした人づくり・地域づくりを実施することにより地域の将来を担う子供たちを育成し、学校を中心とした地域力の強化を図る必要がある。

このため、学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成する取組の充実を図るとともに、地方創生の実現を図る。

2. 要求の内容

○学校を核とした地域力強化プランの実施

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に関する様々な取組を有機的に組み合わせて推進するとともに、ファシリテーターの養成・研修に関する実証研究やアウトリーチ型家庭教育支援の取組を推進することで、将来を担う子供たちを育成し、地方創生の実現を図る。

①コミュニティ・スクール導入等促進事業

地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールについて、未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、一層の拡大・充実を図ることで、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

②学校・家庭・地域の連携協力推進事業

学校と地域をつなぐコーディネーターが中心となり、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。また、女性の活躍推進を図るため、厚生労働省と連携して、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした「放課後子ども総合プラン」を一層推進するとともに、中学生・高校生等を対象に大学生や企業OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実を図る。

③地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う取組を充実し、学校と地域が一体となった取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

④健全育成のための体験活動推進事業

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

⑤地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進することにより、地域の活性化につなげる。

⑥地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化プラン

(前年度予算額 6,684百万円)
28年度要求・要望額 9,137百万円

◇地方創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地方創生の実現を図る。



◆ 地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを推進。

◆ 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせて推進。

【コミュニティ・スクール導入等促進事業】(166百万円)

未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】(7,027百万円)

学校と地域を繋ぐ地域コーディネーターが中心となり、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。

【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】(1,560百万円)

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

【健全育成のための体験活動推進事業】(99百万円)

農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】(12百万円)

地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進することにより、地域の活性化につなげる。

【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】(11百万円)

学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地方創生を実現

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

(平成27年度予算額 5,079百万円) 【補助率】 1/3
 平成28年度要求・要望額 7,027百万円 都道府県 1/3
 市町村 1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちを健やかに育むために、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。

そのため、学校と地域を繋ぐコーディネーターが中心となり、地域住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校支援地域本部、地域未来塾、放課後子供教室、家庭教育支援、地域ぐるみの学校安全体制の整備、スクールヘルスリーダー派遣などの学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組を推進し、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。特に、中学生・高校生等を対象に大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）を充実させる。また、女性の活躍推進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブと一体型の放課後子供教室を計画的に整備し、厚生労働省と連携した総合的な放課後対策をより一層充実させる。



学校・家庭・地域が連携して地域社会全体で教育支援活動を実施し、地域コミュニティを活性化

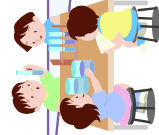
学習支援が必要な中学生・高校生等を対象とした学習支援

～地域住民の協力を得た地域未来塾の充実～

地域未来塾について

中学生・高校生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を実施

- ◆ 経済的な理由や家庭の事情により、**家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない**中学生・高校生等への学習支援を実施
- ◆ 教員を志望する大学生などの地域住民、学習塾などの民間教育事業者、NPO等の協力により、**多様な視点からの支援が可能**（28年度要求・要望額：628百万円（前年度予算額207百万円） ※学校・家庭・地域の連携協力推進事業の内数）



- * 学習支援が必要な中学生・高校生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着
- * 高等学校等進学率の改善や学力向上



学習機会の提供によって、貧困の負の連鎖を断ち切る

平成31年度末までの目標数

全生徒を対象とした学習支援の事例

【東京都内のある中学校の取組】 ※学校支援地域本部を活用

<放課後学習支援>

- ・ 対象は中1～3の希望者
- ・ 年間約80回（学期中の週2回（2時間程度））
 - * 学校の空き教室を利用、無料
- ・ 指導員による個別指導と自習
 - * 指導員：教員志望の講師や大学生など



H31年度	5,000 中学校区 (50%) 高校生支援 全国展開
-------	---



H28年度	3,500 中学校区 新たに高校生を 支援
-------	--------------------------------



H27年度	2,000 中学校区
-------	---------------

ICTの活用等により、学習支援を一層促進し、可能な限り早期に目標達成

放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額 5,079百万円の内数)

平成28年度要求・要望額:7,027百万円の内数

学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

女性の活躍推進のためには、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策に取り組むことが必要

放課後子供教室
(文部科学省)

『放課後子ども総合プラン』
として、実施 (H26.7月策定)

放課後児童クラブ
(厚生労働省)

地域コーディネーター

連携
協力

教育活動推進員
教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

参画

大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、
文化・芸術団体等の様々な人材

平成
27
年度
施策

- ① 全ての子供たちを対象とした学習支援・プログラムの充実
- ② 一体型または連携型の放課後児童クラブ・放課後子供教室
を計画的に整備(一体型の取組を推進)

双方で情報共有

< 学校区毎の協議会などで取組を促進 >

取組の企画、担い手確保、全体調整
放課後児童クラブに登録している児童の参加を促進

放課後児童クラブ指導員

放課後児童クラブに
参加している子供が
放課後子供教室の共通
プログラムに参加

【共通のプログラム】

- 室内での活動
 - ・ 学習支援(宿題の指導、予習・復習、補充学習等)
 - ・ 多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室等)
- 校庭・体育館での活動
 - ・ スポーツ活動(野球、サッカー、一輪車)など

小学校など

- ・ 余裕教室等の利用促進
- ・ 学校敷地内の専用施設を利用
- ・ 体育館などの一時利用の促進

平成31年度末までの目標数

【H31年度】
20,000か所
約半数は放課後
児童クラブと一体型

【H28年度】
15,500か所

【H27年度】
14,000か所

ファシリテーター養成・研修に関する実証研究

(新規)

28年度要求・要望額 69百万円

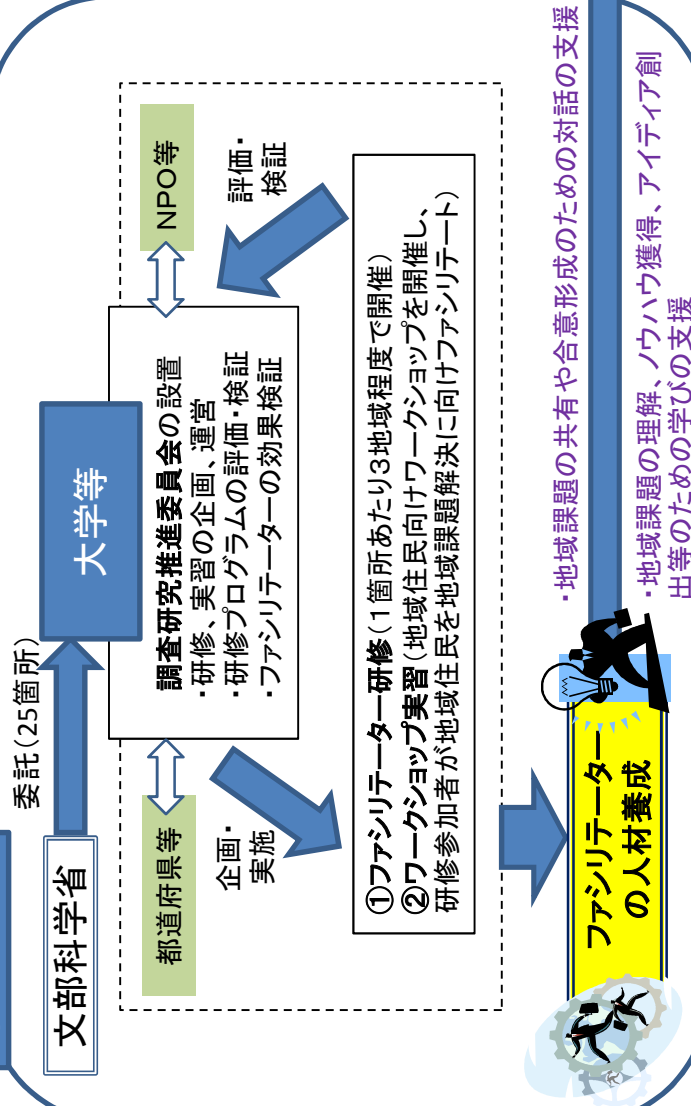
(「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として実施)

事業の趣旨

地方創生を進めていくためには、地域住民が主体となって、地域の課題や魅力に自ら気づき、当事者意識を持って主体的な行動に結びつけていくためのファシリテーターの存在が重要である。

そのため、学びや対話を通じた地域課題の認識・理解・共有と、地域住民や関係者間での合意形成をファシリテートする、いわば「学び」と「活動」の仕掛け人となるファシリテーターを養成するための研修を試行的に実施し、その効果を測定するなど評価検証を行う。

事業の流れ



まち・ひと・しごと創生基本方針2015

(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2)「小さな拠点」の形成(集落生活圏の維持)

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

【具体的取組】

◎ワークショップを通じて地域住民による将来ビジョン(「地域デザイン」)の策定

・市町村のサポーターや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

地域住民の課題解決に向けた主体的な行動に結びつけていくための「地域課題に対する基本的理解」、「当事者意識の醸成」といった「地域力強化」の基礎となる部分を担うファシリテーター人材を養成することにより、「小さな拠点」形成を推進するファシリテーターの量的拡充及び資質向上に資する。

地域人材の活用や学校・福祉との連携によるアウトリーチ型家庭教育支援事業

【新規】
平成28年度要求・要望額 101百万円

「学校を核とした地域力強化プラン」の一部として実施

背景

ひとり親家庭や経済的問題により家庭生活に余裕がなくなっている家庭が増加している。また、地域のつながりの希薄化などによって、子育て家庭は、子育てについて悩みや不安を抱えて孤立しがちな状況にある。こうした中、経済的困難、児童虐待、不登校等の様々な問題を抱え込み、主体的な家庭教育が困難になっている家庭もある。

事業の目的

アウトリーチ型支援を行う地域人材の発掘、養成、活動の場の提供を一気通貫で行い、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健・福祉部局等と協働した、家庭教育支援チーム等による訪問型支援等幅広い支援を行うアウトリーチ型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子供を地域で支える取組を推進する。

事業の概要

文部科学省

- 事業の選定・評価 ○実施に対する助言
- 取組の全国展開に向けた検討

委託

都道府県（7ブロック）

支援体制の構築

- 事業全体に係る総合調整、評価・助言
 - ・協議会を設置し都道府県レベルでの関係機関等との連携・協力の推進
 - ・各地域における取組に対する評価・助言

○アウトリーチ型家庭教育支援員の養成

- ・各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・ノウハウ等を身につけさせる養成講座を実施

市町村（6箇所）

各地域におけるアウトリーチ型家庭教育支援の実施



再委託：人材養成

地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業

(前年度予算額 1,261百万円)

平成28年度要求・要望額 1,560百万円

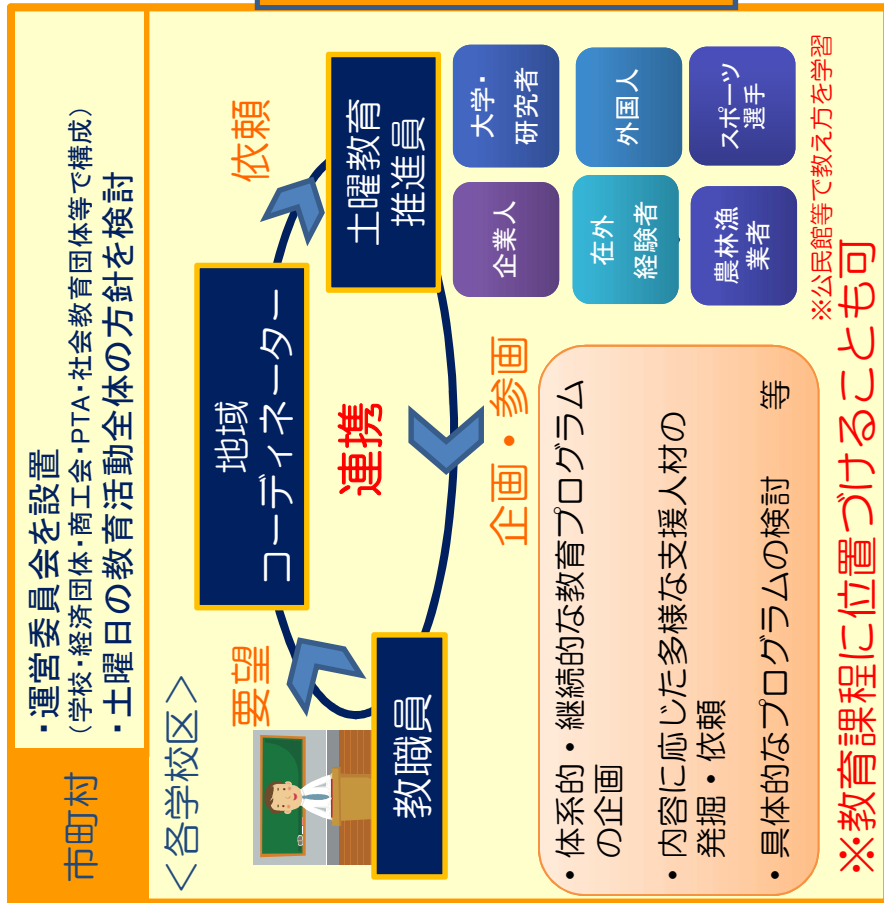
全ての子供たちの土曜日の教育活動を充実するため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する学校・市町村等の取組を支援することにより、教育支援に取り組む体制を構築し、地域の活性化を図る(12,000か所 → 15,000か所)(小学校・中学校・高等学校・高校など)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

◆地域の多様な経験や技能を持つ人材をコーディネートし、土曜日ならではの生きたプログラムを実現！

◆土曜日の教育支援体制の仕組み◆



社会を生き抜く力を培う 土曜日ならではのプログラムの実践

～実践例～

★算数・数学
エンジニアによる
使える算数・数学講座

★理科：
研究者による科学実験教室

★外国語：
在外経験者による英会話

★総合学習
企業等との協働による
キャリア教育・商品開発等

★文化・芸術
文化・芸術活動団体による茶道の作法など伝統文化の良さを理解してもらうための講座



＜教員とのTTTによる数学＞



＜市民講師による英会話＞

すべての子供たちの土曜日の教育支援体制等の構築

2. 博物館ネットワークによる未来への レガシー継承・発信事業

(新 規)
28年度要求額 62百万円

1. 要求の要旨

博物館は、主な設置者である地方公共団体の厳しい財政状況に伴って人的・財政的に縮小傾向にあり、経営環境の厳しさが増している。その結果、中長期的な企画展示等を検討することが難しく、社会教育施設としての博物館の本来の目的である資料の展示を通じた教育研究の普及等が達成しづらくなっている現状がある。このような厳しい状況の中、地方の個々の博物館の取組によって状況を打開していくことは極めて困難であり、状況の打開に向けては、国立の博物館等も含め、近隣の博物館あるいは海外を含む地域を越えた博物館が様々な形で連携協力し、新しい取組を生み出していくことが求められる。また、そのような取組が広がることで、今後の全国的な博物館の振興が図られることとなる。

そのような厳しい状況がある一方、平成27年6月にICOM（国際博物館会議）（※1）が、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の前年に当たる2019（平成31）年秋に、京都市において「第25回国際博物館会議大会」（※2）の開催を決定するという、日本の博物館の将来に向け、好ましい状況も生まれている。

また、平成27年4月に文部科学省が公表した「オリンピック・パラリンピックレガシー創出に向けた文部科学省の考えと取組」においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、我が国の科学研究の蓄積や科学技術の発展・成果を広く国内外に発信するとともに次世代にレガシー（遺産）として受け継がれることを目指している。

以上のことから、国際博物館会議大会、オリンピック・パラリンピックの開催により世界の注目が日本に集まっているこの好機を捉え、博物館の国内外のネットワークを活用・強化し、単独の館では成し得ない新たな展示等の取組を広め、我が国の誇る貴重な未来へのレガシーを継承・発信していくことを通じ、博物館の振興を図るための取組を実施する。

※1 ICOM（国際博物館会議）

国際的な博物館の専門家組織であり、3年に1度、加盟国において世界大会を開催している。

※2 国際博物館会議大会

ICOMと開催国の実行委員会の共催で、毎年、世界各地で開催されている分野別の国際委員会が、加盟国の開催都市に一堂に会して行われる。約1週間に渡って、全体総会、大会テーマに則した基調講演、シンポジウム、各分科会、国内の博物館施設の視察が行われるものであり、世界各国から約3,000人の博物館専門家の参加者が見込まれる。

2. 要求の内容

【未来へのレガシー継承・発信事業】

自然史及び科学系の分野で先導的な立場にある国立の博物館等が有する資料や展示のノウハウ等を生かし、当該国立博物館等と複数の地方館がそれぞれの館の現状に合わせて連携協力しながら、国内外の好取組の収集及び調査研究、調査研究結果を基にした連携企画展を実施するとともに、委託先ごとにその成果の普及を図る。

また、連携企画展の検討に際しては、これまで十分な調査が行われていなかった海外の博物館における事例に当たることが重要であり、博物館関係の国際会議へ積極的に参加するなどして、調査研究に必要な事例、データ等を収集することとする。

なお、連携企画展については、企画内容・規模によっては翌年度に実施することも可能とする。

博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業

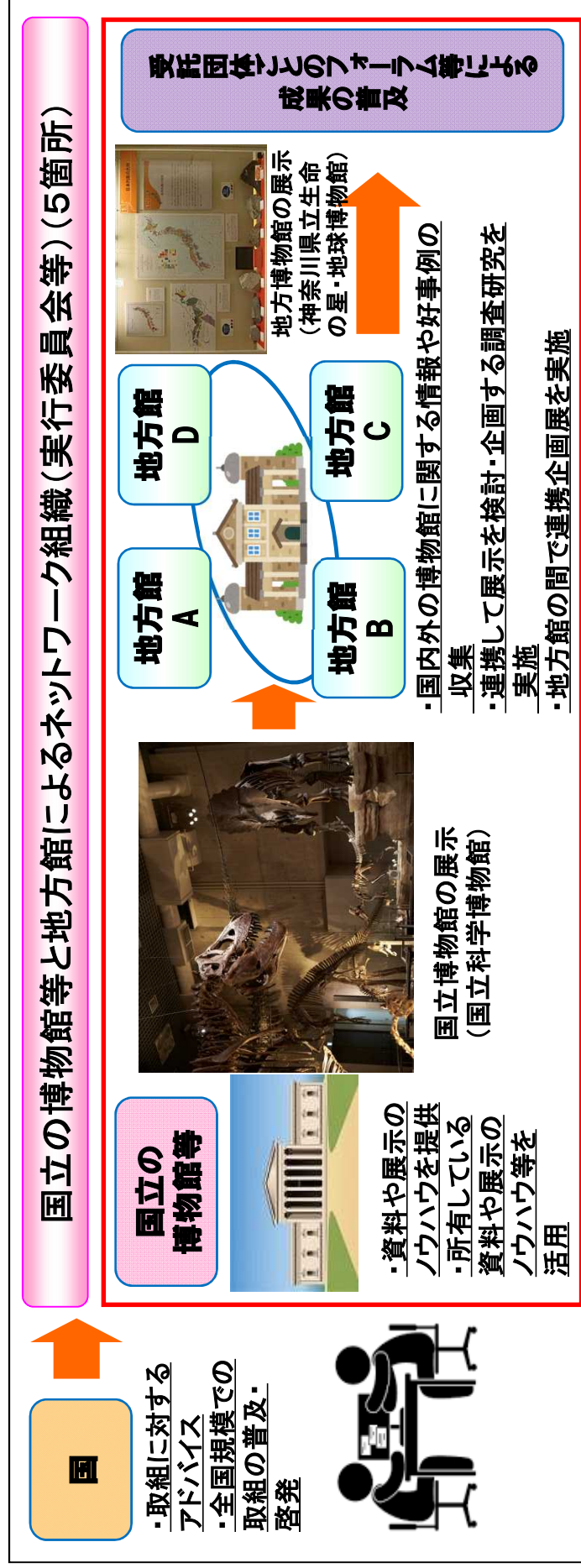
(新規)

28年度要求額 62百万円

人的・財政的に厳しい状況に置かれている地方の博物館の現状に鑑み、また、2019年の国際博物館会議大会、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催により世界の注目が日本に集まっているこの好機を捉え、国立の博物館等も含めたネットワークを活用・強化することにより、個々の館ではこれまで成し得なかった新しい展示等の取組を広め、我が国の誇る貴重な未来へのレガシーを継承・発信していくことを通じ、博物館の振興を図るための取組を実施する。

(事業内容)

先導的な立場にある国立の博物館等と複数の地方館が、それぞれの館の現状に合わせて連携協力しながら、国内外の好取組の収集、調査研究及び調査研究結果を基にした連携企画展を実施する。



**個々の館のみではこれまで成し得なかった新たな展示等の取組の普及
我が国の誇る貴重な未来へのレガシーの継承・発信**

博物館の振興

(委託) 5箇所 × 11,747千円

(委託先) ネットワーク形成の中心となる地方館(公立・私立)や国立博物館等、若しくはそれらの館により構成された実行委員会等

(経費) 好事例の収集にかかる旅費、展示品の運搬費、展示造作費など

3. 地域と教育機関の連携による 女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討

(新 規)
28年度要求額 24百万円

1. 要求の要旨

学びを通じた女性の活躍を促進するためには、女性が出産や育児等と学びを両立できる環境の整備が必要不可欠である。しかしながら、大学等における保育所の整備は十分に進んでおらず、学生の受入れや学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに応えられていない現状がある。

平成27年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂版2015においても、「女性活躍加速のための重点方針2015」に基づき、女性活躍のための環境整備等を推進することとされており、当該重点方針では、大学等の教育・研究機関における学内保育所の設置など、大学教員や大学生等向けの保育サービスの設置を促進することとされている。

一方、地方自治体においては待機児童の解消が課題となっている地域もあり、保育所の設置場所の確保について困難を抱えている。

大学等における保育環境整備の課題については、そうした自治体等と情報を共有することが必要であるが、保育環境についての双方の連携は十分であるとは言い難い状況である。

このため、大学等の教育・研究機関において、女性が子育てと学業・研究を安心して行うことができるよう、大学等と地域の双方にとって有用な保育施設や保育サービスの提供について関係主体と連携して検討するとともに、調査研究や実証的検証を通じて、先進事例の課題やグッド・プラクティスを把握し、地域と連携した大学等の教育機関における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを構築・普及することにより、女性の学びを支援する保育環境の充実を図る。

2. 要求の内容

(1) 大学等の教育機関における保育環境の在り方についての検討委員会の設置

女性の学びを支援するため、文部科学省に有識者や関係部局による検討委員会を設置し、大学等で保育サービスを実施している先進事例の課題や、地域と連携した保育のグッド・プラクティス等について議論し、大学等の教育・研究機関における保育環境の在り方について検討し、調査研究、実証的検証を踏まえて構築したモデルを普及する。

(2) 大学等における保育についての先進事例の課題収集・把握

大学等の教育・研究機関における常時保育、一時保育について調査を行い、先進事例における課題やグッド・プラクティスを収集・把握する。

また、調査結果を踏まえ、課題解決のための手段やグッド・プラクティスについて共有し、全国の大学等における保育環境の整備の促進を図る。

(3) 大学等における保育の仕組みづくりのモデル構築

大学等における地域と連携した保育所の設置や、新たな保育サービスの実施に向けて、どのような課題があるのかを実証的に検証し、大学等における保育環境の整備を推進するためのモデルを構築する。

地域と教育機関の連携による女性の学びを支援する保育環境の在り方の検討

28年度概算要求額
24百万円(新規)

現状・課題

- ・大学等における保育施設の設置はまだ不十分。学業・研究の時間に応じた一時保育等の多様なニーズに対応されていない。
- ・女性が子育て等をしながら学び続けている環境が整っていない。

国公立大学
における保育
施設の設置
状況

保育施設を設置 している	うち、学生を受け 入れている施設 を有する	保育施設 設置割合
国立大学 (86大学)	50大学	40大学
公立大学 (82大学)	10大学	3大学
(平成26年2月)		

◆『日本再興戦略』改訂版2015—未来への投資・生産性革命』(平成27年6月30日閣議決定)
「女性活躍加速のための重点方針2015」※に基づき、女性の参画の拡大に向けた取組や、
社会の課題解決を主導する女性の育成、女性活躍のための環境整備等を推進する。

※(4)教育分野 ②男女問わず、教員や大学生等が安心して研究と子育てを両立できるよ
うにするため、大学等の教育・研究機関における学内保育所の設置など、大学教員や大
学生等向けの保育サービスの整備を促進する。

大学独自で保育所を設置することは財政的に負担

連携・情報共有の不足

地方自治体における待機児童の問題

大学等と地域の双方にとって有用な保育環境整備のモデル構築・普及が必要！

大学等の教育機関における保育環境の在り方についての検討委員会

大学教職員 有識者 関係府省 省内関係部局 子育てNPO 地方自治体

調査研究・実証的検証の分析・モデル構築・普及方法の検討

先進事例についての調査研究



大学等の教育・研究機関の常時
保育・一時保育の先進事例の
課題・グッド・プラクティスを把握

大学等における実証的検証

- ① 地方自治体や地域のNPO等と連携した保育環境の在り方検証
- ② 学生、非常勤講師等が利用しやすい一時保育サービスの在り方検証

実証的検証による効果

- ・試験的保育サービスの実施による課題の発見・解決方法の検討
- ・関係主体の連携を促し、保育環境整備のための基盤を形成

地域と連携した大学等の教育機関における保育環境整備の仕組みづくりのモデルを普及

大学等の教育機関と地域の双方にとって有用な保育施設や保育サービスの提供に向けた検討・実施が全国で進み、
女性の学びを支援する保育環境が整備される

4. 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援 によるコミュニティ復興支援事業

※H23～H27実施の「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」から名称変更

(前年度予算額	1, 1 2 6 百万円)
28年度要求額	7 9 5 百万円

1. 要求の要旨

被災地において、緊急かつ特別に「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を実施し、多様な課題に対応してきた。十分な成果を上げた地域もある中、仮設住宅等における生活を強いられている地域などでは、学習環境が好転していないところがあり、また、これまでの取組について、目標設定・効果測定や事業内容の検証が必ずしも明確になっていないとの指摘もある。

このため、震災の影響で学習環境が好転していない地域の子供を中心に、地域住民による学習支援等を実施することにより、被災地における子供の学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。

また、評価・検証委員会を国や仮設住宅のある地方公共団体に設置し、被災地における課題解決に向けての、明確な目標設定や効果測定、事業の評価・検証を実施する。

2. 要求の内容

(1) 事業内容の企画・評価

文部科学省において被災地の状況や要望をより詳細に把握し、それを踏まえた目標設定や効果測定の在り方等について検討するため、現地調査を含む現状分析、仮設住宅がある地方公共団体が設置する評価・検証委員会の活動内容の確認を行いながら、きめ細かな支援を行う。

(2) 仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援

①評価・検証委員会の設置

仮設住宅がある地方公共団体に、「評価・検証委員会」を設置する。
学識経験者・事業関係者・地域住民等による委員会を設置し、各事業の実施に伴い、被災地における課題解決に向けての、明確な目標設定や効果測定、事業の評価・検証を実施する。

②学習支援コーディネーターによる学習支援体制の整備

学習支援コーディネーターは、仮設住宅、学校、公民館、図書館、集会所などを拠点に、被災地の課題に応える学習支援等を企画する。

また、地域住民による学習指導者や学習サポーター、ボランティアスタッフと学校・地域の連携・協力を図ることによって、子供たちの学習環境の好転を図る。

③仮設住宅の地域住民や児童生徒の学びの場づくり

地域住民が学習指導者や学習サポーター、ボランティアスタッフとして参画し、仮設住宅等の学習環境が好転していない地域で生活している児童生徒に対して、放課後や週末等に学習支援等を行うことで、子供たちの学習環境の好転や仮設住宅内、また、仮設住宅とその周辺地域とを結ぶコミュニティの復興促進を図る。

5. 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額 1, 567百万円)

28年度要求額 1, 534百万円

1. 要求の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。

また、平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第2期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人等の学び直しの支援を行うこととされている。さらに、『「日本再興戦略」改訂2015』（平成27年6月30日閣議決定）や、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）においても、専門学校等における職業人材の育成推進等が示されているところである。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。

2. 要求の内容

(1) 企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価等を行う。

(2) 社会人等の学び直し教育プログラムの展開

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野において、社会人等を対象として就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を修得するため、様々な教育リソースを有する各地域の専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

(3) 特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法（教育カリキュラムや就業支援等）の開発・実証を行う。

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,567百万円)
平成28年度要求額:1,534百万円

(背景)

【「日本再興戦略」-JAPAN is BACK- (平成25年6月14日閣議決定)】

一、日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑤若者・高齢者等の活躍促進 ○若者の活躍促進

- ・ 大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦- (平成26年6月24日閣議決定)】

一、日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム (産業の新陳代謝の促進)

iii) サービス産業の生産性向上

- ・ サービス産業の革新的な経営人材の育成を旨とした大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関、企業・業界団体、その他関係機関が協働し、地域や産業界の人材ニーズに対応した、社会人等が学びやすい教育プログラムの開発・実証を行うとともに、高等専修学校等における特色ある教育を推進するための教育カリキュラムの開発等を実施する。これらの取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

これまでの取組

産業官
コンソーシアム

企業・産業界等のニーズを踏まえた
養成すべき人材像を設定・共有。

環境・エネルギー	食・農林水産	医療・福祉・健康
クリエイティブ	観光	IT
ゲーム・CG	社会基盤	工業
経営基盤	グローバル	航空産業



全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

・地域や産業界のニーズに対応した人材の育成

・特色ある教育カリキュラムの開発・実証

教育リソースを有する専修学校等において

「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

地域や業界団体・企業等の人材ニーズが高い分野において、社会人等を対象として就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を修得するため、様々な教育リソースを有する各地域の専修学校等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

特色ある教育推進のための教育カリキュラム等の開発・実証

高等専修学校等において、後期中等教育段階から高等教育や就業への継続性のある教育カリキュラムや、特別に配慮が必要な生徒等の特性を踏まえた支援体制・教育手法(教育カリキュラムや就業支援等)の開発・実証を行う。

▶ 専修学校等の中核的専門人材・高度人材の養成、社会人等の学び直しを全国的に推進

▶ 高等専修学校等の特色ある教育カリキュラム等を全国的に共有

6. 専修学校版デュアル教育推進事業

(新 規)

28年度要求額 302百万円

1. 要求の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月)においては、「職業教育の観点からの職業実践的な学習活動が、教育機関だけでなく、地域や産業界の各種団体をはじめとする社会と連携・協力した人材育成という観点から推進されることが重要である。」とされている。

多様化する社会需要に応じた質の高い専門人材を養成するため、地域の中核的職業教育機関である専修学校の果たすべき役割は大きい。その際には、専修学校が地域企業等と連携・協力しながら、専門的・実践的な教育を展開することが求められる。

この点、専門学校では、平成26年度より、「職業実践専門課程」についての文部科学大臣認定制度が開始され、企業等との組織的な連携強化に関する取組が推進されているが、企業等と専修学校との連携についての方法論は必ずしも体系的に確立・共有されているものでなく、また、各専修学校は手探りのうちに企業等との連携を進めており、取組内容・水準は学校によりまちまちであるのが現状である。

そこで、専修学校において、産業界のニーズを踏まえた専門人材育成機能を強化するため、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法(「専修学校版デュアル教育」)を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築し、推進・拡大していくことを目指すものである。

2. 要求の内容

分野特性や地域性、課程の特徴を踏まえた産学連携による実践的な教育方法を開発するとともに、学校・産業界双方のガイドライン(産学連携教育標準モデル)を作成・共有化することにより、専修学校における実効的・組織的な産学協同による教育体制の構築を支援する。

(1) 分野特性等を踏まえた専修学校と産業界の連携強化に関する取組の推進

分野特性や各地域の特性等に対応した産学連携による教育体制の在り方について実証研究を進めるとともに、産学連携に関わる教職員等の資質能力向上策の検証や地域における産学連携のマッチングの促進等により、持続可能な産学連携体制づくりを進める。

(2) 産学連携教育標準モデルの開発・実証

各分野における産学連携の実践を踏まえた分野共通の標準モデルの作成に向けて、各分野における取組実践及び産学連携についての実態把握を踏まえ、産学連携取組の類型化や課題抽出・論点整理、改善の方向性についての検討等を行い、専修学校における産学連携体制構築に向けた取組の推進を図る。

専修学校版デュアル教育推進事業

平成28年度要求額 302百万円(新規)

【「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日 閣議決定)】

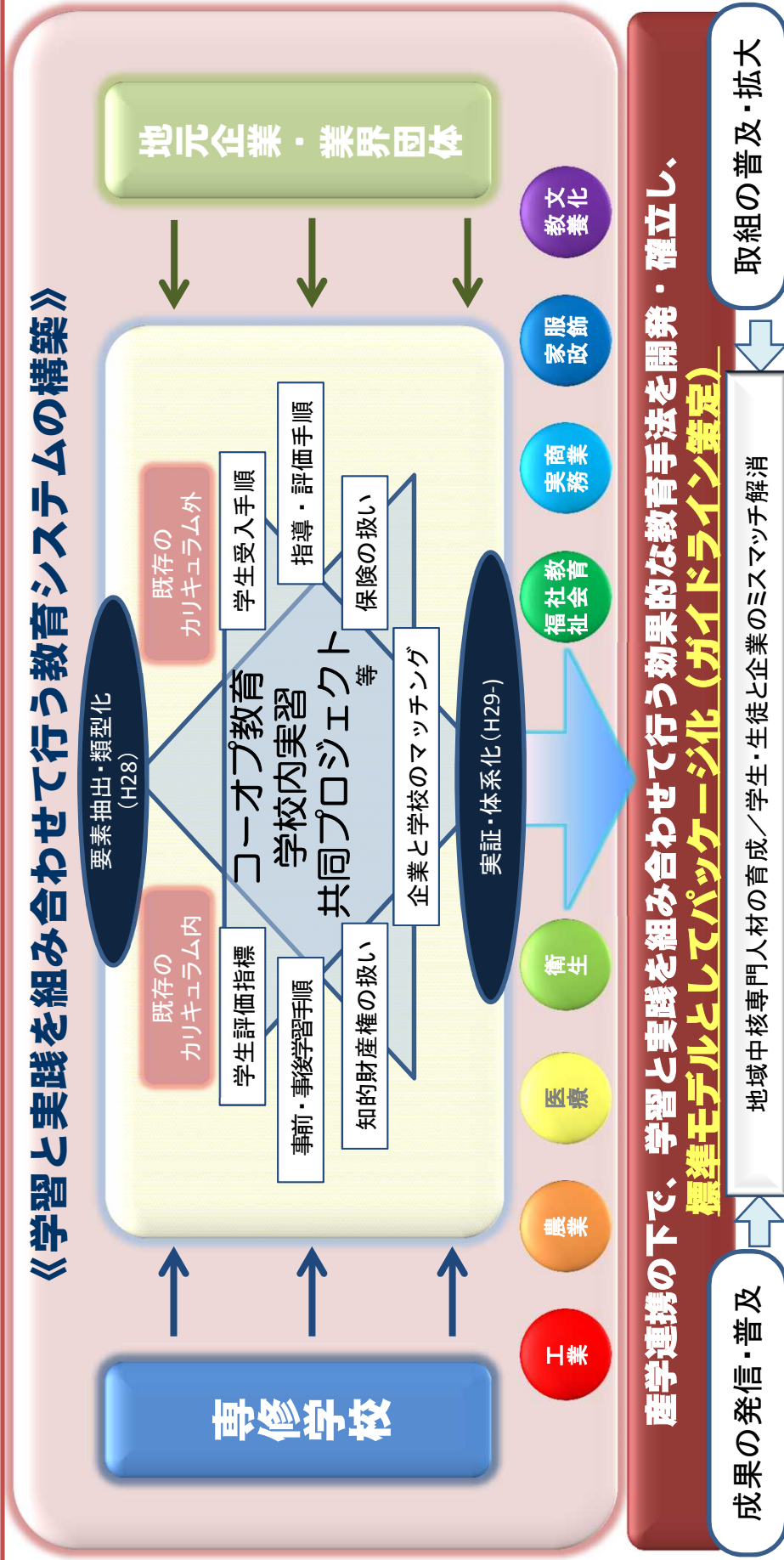
⑧専修学校と産業界が連携した教育体制の構築

・実践的な職業教育機関である専修学校について、産業界のニーズを踏まえた専門人材の育成機能を強化する。このため、専修学校と企業等が連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育システム(産学協同教育プログラム)構築に向けたガイドラインの作成等を行う。

【趣旨・目的】

専修学校では、企業等と連携した実習・演習等が個々に実施されているが、その方法論は、必ずしも体系的に確立・共有されているものではない。そこで、専修学校において、これからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、**学習と実践を組み合わせる効果的な教育手法**を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、**質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築し、その推進・拡大を目指すものである。**

《学習と実践を組み合わせる教育システムの構築》



7. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進

(前年度予算額 183百万円)
28年度要求額 183百万円

1. 要求の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月)においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められるとともに、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。

また、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされ、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成26年度からスタートし、これまで約25%の専門学校が認定を受けている(平成27年2月17日現在 673校2,042学科)。

「職業実践専門課程」制度がこのように広がりを見せつつある中、制度の更なる充実と、専修学校全体の振興に資するより先進的な取組の推進は、専修学校の質保証・向上にむけて重要な課題である。

このため、「職業実践専門課程」制度の取組充実に向けた説明会を開催するとともに、研修モデルの開発・実証や専修学校における第三者評価の導入など、更なる質保証・向上の取組を推進し、それらの課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

2. 要求の内容

(1) 調査研究協力者会議等の開催

- ①専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- ②専修学校教育研究協議会

(2) 学校評価の充実

- ①学校評価ガイドラインに基づく情報公開モデルの開発・実証

(3) 「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

- ①「職業実践専門課程」制度の取組充実に向けた説明会
- ②「職業実践専門課程」の改善充実のための実態調査
- ③「職業実践専門課程」に係る取組の推進

<背景・経緯>

平成23年1月：[今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(中央教育審議会答申)]

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年6月：[第2期教育振興基本計画(閣議決定)]

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組 成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等) 基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への継続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
 - 13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
- 専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。
さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

平成25年7月：[「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)]

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日：「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。

平成27年2月17日時点：「職業実践専門課程」認定状況 学校数 673校 (24%)、2,042学科 (25%) ※カッコ書きは専門学校全体に対する割合

<事業の内容>

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証や実態調査に基づく検証等、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づく情報公開モデルの開発・実証

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月)に記載の「情報提供等への取組に関するガイドライン」について、情報提供を促進するための情報公開モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会

「職業実践専門課程」制度の取組充実のための協議会を「9ブロック」で開催する。

◆ 「職業実践専門課程」の改善充実のための実態調査

「職業実践専門課程」の認定が教育課程編成や学修成果の評価等を与える影響等に関する実態調査を行い、本取組の改善充実を図る。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上に向けた先進的な取組を推進し、課題やノウハウを取りまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。特に第三者評価について、分野ごとの検証とともに、分野共通の標準的な評価システムを開発する。(27か所)

8. 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額 305百万円)

28年度要求額 597百万円

1. 要求の要旨

専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。

一方で、私立の専修学校専門課程（専門学校）の授業料等の納付金については、年間平均100万円を超える負担が求められており、家計からの給付だけでなく、奨学金やアルバイト等にも大きく依存し、家庭の年収が300万円未満の生徒については、授業料又は生活費のいずれかを生徒本人が負担している割合は6割を超えている。また、専門学校に進学を希望していたにもかかわらず、経済的理由により進学を断念し就職をしている高等学校卒業者は年間約2.1万人も存在している。

このような状況を踏まえ、意欲と能力のある専門学校生や専門学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

2. 要求の内容

(1) 有識者検討会の設置

有識者等による検討会を設置し、修学支援や経済的支援に係る効果の検証や今後の方向性の検討を行う。

(2) 経済的に修学困難な生徒等への支援の実施

都道府県に以下の業務を委託する。

- ① 修学支援アドバイザーの配置による支援
- ② 専門学校生への経済的支援
- ③ 基礎データの収集

(3) 実態調査の実施

専門的な知見を有する外部機関(大学、独立行政法人、民間調査研究機関等)に委託し、都道府県や各学校から収集する基礎データ等に基づく施策効果等(生徒の生活行動変化の分析、経済的支援の有無による授業料等や中途退学率の変化の分析等)の実態調査を実施する。

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

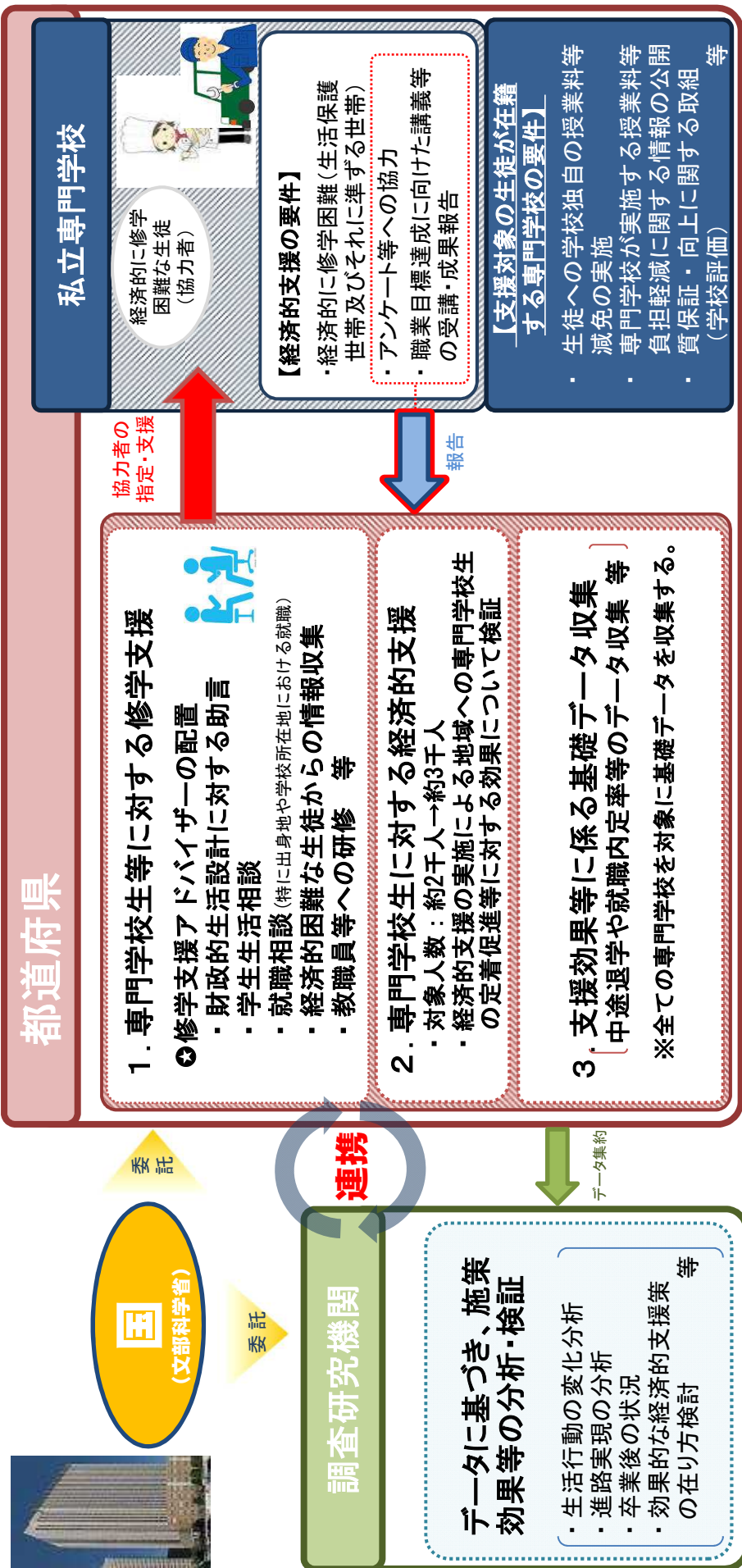
平成28年度要求額：597百万円(305百万円)

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生や専門学校進学希望者が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【実施期間】平成27年度～29年度

【対象】都道府県・調査研究機関



専門学校生への修学支援の推進